

高度情報通信ネットワーク社会と 知的財産権の相互インパクト



会員 佐成 重範

目次

1. 総論(世界知的所有権機関および産業構造審議会・著作権審議会等の諸報告)
2. 「サイバースペースと知的財産権」に対する国策的立場と国際的立場
3. サイバースペースと知的財産権の相互インパクト
 - 3.1 発明性(inventiveness)と特許性(patentability)の変遷
 - 3.2 在来識別子と電子識別子との調整
 - 3.3 サイバースペースにおける著作権の変容
 - 3.4 サイバースペースにおける「不正競争に対する保護」(その弾力性)
 - 3.5 サイバー社会のインフラとしての知的財産権に対する考え方
 - 3.6 越境的自由性と国域内統制の共存環境における知的財産権
4. 結語

.....

1. 総論

1.1 定義: わが国の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(2001.1.6.施行)は「高度情報通信ネットワーク社会」の定義を、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報または知識を世界的規模で入手し、共有し、または発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定めた。米国等のサイバー社会関係法(Cyber-Squatting Act等)を始め、国際的に定着した「サイバースペース」という語を用いれば、「サイバースペースが発達した社会」すなわち、「サイバー社会」と同義である。

サイバー社会は、ネットワーク構造とコンピュータプログラムに関する知的創造の集積により構築され、デジタル情報がグローバルに、かつマルチメディアをもって流通する社会である。その機能が更に高度化することを希求してやまないサイバー社会は、新たな知的創造と知的財産の生成を間断なく促す。このような相互インパクトが高い効率をもって作用する

ことが、物心共に豊かで、選択肢に富む新世紀の社会を実現する要件と考えられる。

1.2 WIPOの動向: この見地から世界知的所有権機関(WIPO)は、「電子商取引と知的財産権に関する主要課題の緒論」(Primer on Electronic Commerce & Intellectual Property/Main Issues: 2000.5.) (以下「WIPO 緒論」)を公表し、電子商取引と知的財産権の相互インパクトにより誘発される諸課題への対応を提言した。その具体策はWIPO主催の国際会議で精力的に考究されつつある。例えば第2回WIPO電子商取引・知的財産権会議(2001.9.19~21)において米国特許商標庁のMr.Robert L.Stall (Administrator for External Affairs)は、ビジネス方法特許に対する批判(請求項が広範に過ぎ、新規性・進歩性を欠くおそれがある等)を論破した上で、審査官の情報請求権の明定(explicit authority to request information reasonably necessary to properly examine the application)などの対策を述べた。またInternational Confederation of Music PublishersのMs.Jenny Vacher(CEO)は、デジタル化された音楽のダウンロードに関する著作権回避(circumvention)や一時的蓄積(temporary copy)等についての対策を論じた⁽¹⁾。

なお、本稿出稿後の2002年3月下旬には、「WIPOパテントアジェンダ」を新たに策定するための国際会議が予定されている。既に2000年6月1日に採択された特許法条約(Patent Law Treaty)の補完・強化にも役立つと謳われている。

WIPOは更に、「インターネット・ドメイン名に関する第2次報告書」(2001.9.3)(Report of the Second WIPO Internet Domain Name Process: 以下「WIPO第2次報告」)において、個人の「global digital identity」を設定する「.name」の新設、サーチエンジンのキーワードと商標との調整など、電子識別子の体系を整

備・補強する対策を示している。

1.3 欧米の動向：中東欧を含む30カ国から成る欧州特許条約の締約国は、ビジネス方法を特許保護の対象外としていた旧条文（52条）を改正し（2000.11）（2002年内発効予定）⁽²⁾⁽³⁾、米国の判例が「特許保護外」を自然法則・物理現象・抽象的アイデアの3分類該当の場合に限定し、ビジネス方法の特許性を明示したことに対応している⁽⁴⁾。

1.4 わが国の動向：経済産業省・産業構造審議会の知的財産政策部会（特に法制小委員会）および情報経済部会は、「知的財産法制小委員会報告書案（2001.10.12）」、「IT国家戦略のための制度設計提言案（2000.11.22）」等（以下「産構審報告」）を公表し、「ネットワーク社会における特許・商標制度のあり方」、「電子情報の使用における当事者関係」等を主題として、特許法等の段階的改正を示唆した。「サイバースペース上の情報財については、そのデジタル特性にかんがみ、在来スペース上のそれよりも強力な保護を必要とする」という認識を基調としている⁽⁴⁾。更に総務省は、「デジタル・オポチュニティ社会の実現に関する報告書」（2001.10.1）において、デジタル・ディバイドに対処する技術的創造の重要性を強調した⁽⁵⁾。

また著作権審議会国際小委員会報告書（2000.11.1）は、「電子商取引の進展に対応する国際著作権政策の在り方」を副題として、サイバースペースにおける情報仲介者の法的責任、インターネット上のファイル交換ソフトウェアの取扱い、コンテンツの一時的蓄積の複写権抵触性、データベースの著作権性、国際私法への準拠、著作権に関する裁判外紛争解決機構の設立、著作権の電子的管理システムの構築等に論及した。更に文化審議会著作権分科会の報告（2001.12）は、著作物の知覚許諾権の創設に論及するに至った⁽⁶⁾。

なお公正取引委員会の「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会議事録」（2001.12.11）は、特許法および著作権法との関連を総合的に検討するとしている。

1.5 学界・マスコミの動向：学界の論説として、在来の知的財産権体系のサイバースペースにおける変容を考察し、「創作権としての『特許権と著作権』の近接

と対比」を指摘されたことが注目される⁽⁷⁾。その延長線上に「ファーストセールドクトリン」等の再検討課題がある。

上記の他、内外のマスコミ報告には、サイバースペースの越国境性と国域内統制の共存、サイバースペースの公共性と物的・知的独占権の調整に関する活発な論議が見られる（別項）。

本稿の目的は、上記のように多局面にわたる「サイバー社会と知的財産権との相互インパクト」について、内外の諸報告を対比しつつ、総合的に考察することである。

2. 「サイバースペースと知的財産権」に対する国策的立場と国際的立場

2.1 立脚点の異同：産構審報告がわが国の知的財産法体系に立脚し、高度情報通信ネットワーク社会と知的財産権との相互インパクトを考察しているのに対し、WIPO 緒論はサイバースペースのグローバル性と一体をなす世界共通の知的財産制度を指向するという立脚点の相異がある。特に産構審には、サイバー革命による世界の比較優位構造変動の危機感が伏在する⁽²⁾。

一方、論述の起点である「サイバースペースの越国境性の認識」においては、表現が一致している。すなわち産構審報告は、「コピキタス・ネットワーク環境において、越国境の情報流通の利益がもたらされた反面、ビジネス方法特許の国境を越える実施や、複数者による共同実施などへの対応という、新たな課題が提起された」（要旨）と述べた。また、「インターネットによる業種普遍的な市場により、取引と社会活動の境界線も国境も消滅した。その特徴にふさわしい知的財産保護のルールを形成することが求められている」（要旨）とも述べている。

WIPO 緒論も、「電子商取引の国際的性格は、在来の法体系全般、特に知的財産権の法的性格に対し疑問を提起する。在来の知的財産法が国権と国域の概念に基づくのに対して、インターネットは地球上の気象現象と同様、国境に拘束されない。発展を限界づけたのは、インフラと言語（音楽と対比）のみである」（要旨）と述べた。このように等しく強調されている越国境性と、各国各様の知的財産制度との調和が、現実の課題である。例えば産構審知的財産政策部会法制小委員会において、産業界出身委員の一人は次のように述べ

た⁽⁴⁾。

「特許法の特定の条項については、米国と欧州では制度が違い、わが国と欧州はそれが近いと言われているが、実際に特許されたものを比較すると、米国と欧州の特許成立の仕方が似ている。わが国はどちらかというの特許の範囲が狭くなっており、制度的には欧州に近いが、特許されたものの形を見ると、米国と欧州に類似性がある。欧米の方がビジネスをやり易いと考えている。」

この意見に関連して、わが国特許庁は次の諸点を指摘している⁽⁴⁾。

「特許適格性の要素として、法規上、日欧は技術的側面を含み、米国は含まない。現在まで日欧米とも法改正には至らず、わが国では特許庁による審査基準・運用指針により、米国では裁判所の判決と特許商標庁の運用基準により、欧州では欧州特許庁の審決により、保護対象を拡大・明確化している。ソフトウェア関連発明として保護の要請が強いビジネス方法の発明について、米国で特許されたものの殆どが、わが国でも発明の成立性を満たす。しかし特許性の判断については米国が最も緩く、欧州が最も厳しく、わが国はその中間である。特許権の範囲にネットワーク上の流通行為が含まれることを明確にするため実施行為についての規定を改正する。プログラムクレームを認めるスキームにより、プログラムの定義の拡大にも対応し得る。」

上記のうち「発明の実施行為規定の改正」として、特許庁が直ちに取り組むべき法改正事項とされたが、例えば「譲渡」の定義に関連して、占有権の移転を伴わないサイバースペース上譲渡の包含のほか、「輸出のみを目的とする生産」の間接侵害非該当性（大阪高裁 2001.8.30 判決）など、在来スペース（real world）の間接侵害該当性にも影響を及ぼすものとする。

要するに、サイバー社会が特許業務に及ぼすインパクトへの対応は、内外ともに先ず行政・司法の合目的運用により対処し、その限界を超える場合に法改正を段階的に進める計画と見られる。

2.2 報告対象の異同：WIPO 緒論は、電子商取引と知的財産権との相互インパクトを対象としているが、「電子商取引」の定義の確定は、未だ時期尚早であるとして、「電子的」および「商取引」の各定義を試みる

に止めている。すなわち、「電子的とは、コンピュータと電気通信技術の結合によるグローバル・インフラによって、デジタルデータの処理と伝送がなされることをいう。現在その特質は、インターネットの開放性・多機能性・低廉性によって発揮されているが、反面そこには、文書・映像・音楽の多数かつ完全な複製、商標の冒用等による知的財産権への挑戦が伏在する。」また、「電子商取引という用語における商取引は、公開ネットワーク経由で、価値の交換を当事者間に実現する広汎な事業活動を意味する」（要旨）。

対照的に産構審報告は、電子商取引を含め経済産業活動全般を対象としている。

2.3 知的財産権の範囲の異同：産構審報告は、特許権と商標権の在り方について、審査基準の改正経過と法制の要改正事項を述べ、また、「社会の多様化に伴い、新たな経済価値が創出されるから、その有する経済的価値が社会的に承認され、独立して取引の対象とされる場合には、無体物も商品とされ得る」という見地から、知的財産権の対象拡大の妥当性を示唆した。

一方WIPO 緒論は、知的財産権のうち先ず著作権に及ぼすサイバースペースのインパクトを詳述し、次いでサイバースペースにおける公知技術性の特徴など、在来スペースに見られなかった特許権関連の諸現象を指摘した。次いでインターネット・ドメイン名を始めとする電子識別子と在来識別子との調整を論じ、更に、「サイバースペースでの商取引に伴う知的財産権関係の紛争を解決するための法制として、不正競争防止法が最も弾力性に富む」と評価した。要するにWIPO 緒論の対象は、その設立条約が定める知的所有権の定義が、知的創造と識別機能から生ずる全権利を包括することを反映して、実質的には、すこぶる広汎である。

3 .サイバースペースと知的財産権の相互インパクト

3.1 発明性（inventiveness）と特許性（patentability）の変遷：WIPO 緒論は、特許権と電子商取引との相互インパクトについて「特許権は発明内容の開示を伴うが、開示された革新技術は、インターネットによって何人にも迅速にアクセスする機会が与えられ、技術知識の蓄積、技術移転の促進、創造と革新の機会の増大に寄与することとなった。また特許システムは、電子商取引のインフラの構築に決定的に重要な役割を果

たしてきた。インターネットマーケットは有効なプロパテント政策による独占利益を伴い、特許権取得に要する投下資本の回収を可能とし、サイバースペースの技術開発を推進するための支出を妥当なものとした」(要旨)と述べた。

そこで次に、サイバースペース関係の特許権付与についての国際調整が課題となる⁽²⁾。WIPO 緒論は先ず「知的所有権の貿易関連の側面に関する国際協定」(TRIPS 協定)が、「若干の例外を除いて特許権は、新規性・進歩性および産業上の利用可能性がある全ての技術分野の発明(物・方法)について与えられる」と定め、特許権による発明の保護は、単に技術分野の如何のみを理由として拒否さるべきでない、としていることを指摘した。この指摘に立脚してWIPO 緒論は、ビジネス方法およびソフトウェア全般の特許適格性と公知技術について次の諸点(要旨)を述べた。最近、インターネット・プロセスを含むビジネス方法等、電子商取引類型の特許出願が著増している。しかし、このような特許権が、在来のビジネス・スペース(non-Cyberspace)におけるビジネス方法と類似の方法を、単にそれがサイバースペースで行なわれるという相違の故に与えられるとすれば、その妥当性は疑問である。ソフトウェア関係の発明がハードウェアから分離して商品化されるようになり、これを対象とする特許保護の国際的調和が緊要である。電子的形態における公知技術はサイバースペースにおいてのみ存在し、かつ、限定された期間のみインターネット上に呈示されるものであるため、公知技術性の有無に疑問を生ずる。サイバー技術とサイバー表現とが、変改や模造に対して脆弱であることから、真正の認証や正確性・信頼性(integrity)の認定が緊要な課題である。

情報がグローバルに即時流通するサイバースペースにおいては、開示時点の認定と、サイバースペースへのアクセス能力の地域格差が重要な関心事となる。

諸国法制において、公知技術には公知使用を含むとされる可能性があり、サイバー環境での使用の概念が問われることとなる。

一方、産構審報告は、ビジネス方法特許に関連して、次のように述べている(要旨)。わが国においては現在、請求項に係る発明がビジネス方法をシステム化したものであっても「自然法則を利用した技術的思想の創作」という特許適格性(発明の成立性)の要件を

満たすことが必要であり、その上で、請求項に係る発明全体の構成に基づき、出願時における既知の情報(公知のシステム化技術、ビジネス手法)から容易に想到し得たものであるか否か(容易想到性)を基準とした進歩性の判断が行われる。わが国においては、1997年にコンピュータープログラムの記録媒体について「物の発明」として認め、2000年に至って、媒体に記録されているか否かを問わず、プログラムを物の発明としてクレームに記載できることとした。「使用」の定義の見直しを、「ダウンロード」等のサイバースペースについて行なう⁽⁴⁾。

3.2 在来識別子と電子識別子との調整

3.2.1 アジア・太平洋ドメイン名紛争処理機構の業務開始：WIPO 第2次報告には、2001年の世界インターネット人口を4億8千万人と記載しているが、各十数億の人口を擁する中国・インドを含めて、サイバースペース拡大の巨大な潜在性がアジアに存することは明らかである。多国語ドメインの一環として、漢字圏の国域に対応する漢字ドメインも、わが国を含めて既に発足したが、それは同時に、漢字商標等の在来識別子と漢字ドメイン名との競合を触発する。国際ドメイン機構(ICANN)は「アジア太平洋地域における紛争処理機構の新設」と題する報告(2001.12.3)において、WIPOを含む既存3機構に加えて、北京と香港に拠点を置く汎用ドメイン名紛争処理機構として「アジアドメイン名紛争処理センター」(ADNDRC)の業務開始(2002.2.28)を報告した⁽⁸⁾。上記既存3機構と先般業務廃止した1機関計の2000年初来の取扱い件数は4441に達したが、ICANNはアジア新設機構の裁定申立件数が毎月200を超えると予測している。中国紙・北京青年報(2001.11.29)を引用する報道⁽⁹⁾によれば、中国における在来商標権侵害紛争において、わが国著名企業の応訴が伝えられているが、電子識別子をめぐる紛争も、アジアの漢字圏内で増加する可能性が高い。

3.2.2 電子識別子の機能の多様化：著名商標を冒用するインターネット・ドメイン名については、対策が概ね軌道に乗った。現在議論の焦点は、ネットワーク上の事業活動に対して先ず、有体物中心の在来スペースに優る識別環境を設定し、ネットワーク上の情報財の特質に即応することである。従ってWIPO 緒論は次のように述べている。

「対面交渉および物品・サービスの直接点検が可能である在来スペースと異なり、サイバースペースにおいては、事業者のブランドが、識別と顕著性を確立するために決定的に重要である。従って、商標権の保護をインターネットにおいても確立すべきであるが、諸国の商標権は越国境性を前提として詭えられたものではなく、また、商標以外の識別子すべての総合的機能を考慮したものでない。一方、商標等の識別子がインターネットで用いられると同時に、それは公衆が見る可能性をグローバルに発生する。事業者にとっては、世界のどの国において法的問題を惹起することとなるか、予見し難い立場に置かれる」(要旨)。

反面、先行登録されたドメイン名の側から、商標由来のドメイン名の後発登録を否認する例も続発し、わが国著名企業が WIPO 裁定において敗訴した例が散見される⁽¹⁰⁾。

次に、産構審報告では注記に止めているが、WIPO 緒論で注目しているのは、メタタグとして商標を使用する場合に惹起される「Cyber-Dispute」である。その要旨を次に掲げる。

「メタタグとは、インターネットの検索機構が機能できるよう、ウェブサイトのコンテンツをカテゴリー別に分類する場合に埋設されたキーワードである。メタタグはウェブサイト上では可視的でないが、検索機構において頻出するほど、特定のサーチ結果が向上するという業務上重要な効果を有する。商標権者としては、商標を無許諾でメタタグに使用する非顕在の行為を監視せざるを得ない。これは在来スペースになかった現象である。」

視認できない方法での商標冒用について産構審報告は、「コンピューター・プログラムのコードデータ内に、『商標に関連する情報であってコンピューター処理において出所情報を提供するもの』を埋め込む場合も、『標章を付する行為』に含まれるとすると、商標権の効力範囲が過度に広がる、との議論がある」と述べ、更に、「視認されない情報は、商標の機能を発揮していないから、商標の使用から当然排除される」とし、WIPO 緒論の懸念に即応するに至っていない。

WIPO 緒論は更に、インターネット・ドメイン名について精力的に記述しているが、参考文献として掲げた私の論考に譲る⁽¹⁰⁾。ただし、その出稿後に、汎用トップレベルドメインの名称が追加され、特に「.biz」

が多用されていること、WIPO が国別トップレベルドメインと商標との調整についても見解を表明したこと⁽¹¹⁾、WIPO 第2次報告が公表されたこと(前述)、「the Internet Protocol Version 6」の導入によるウェブサイト数の増加を活用することが予定されていること(e-Japan 戦略等)を付言しておく。

なお、識別子という用語は、サイバースペースにおけるアクセス管理等においても用いられ、知的財産権(ビジネス方法特許権)の要素をなしている。例えば米国特許 5708780「インターネットサーバーのアクセス管理およびモニタシステム」において機能する識別子は、「セッション識別子」および「認定識別子」と命名されている。在来スペースにない識別子である。

3.3 サイバースペースにおける著作権の変容: 米国の特許法には「宇宙空間における発明」と題する条文(105条)があるが、高度情報通信ネットワーク社会には「サイバースペースにおける著作権」制度が必要で、これに必ずしも試みの一つが、いわゆる「インターネット著作権条約」(WIPO Copyright Treaty と WIPO Performances and Phonogram Treaty の総称)である⁽¹²⁾。WIPO 第2回「電子商取引と知的財産権」国際会議(2001.9.20)において Association of American Publishers の会長 Ms. Patricia Schroeder は、「インターネット条約は、グローバルな法的フレームワークを創造(create)するものである」と述べ、米国の「デジタル世紀著作権法」(Digital Millennium Copyright Act: 1998.10)に論及している。同法に対する反対は、インターネットの「open」と「free」の混同による等と指摘した。

サイバースペースが著作権に及ぼすインパクトの要因は、そのデジタル機能、マルチメディア構成および多方向性である。これらの複合により、2次・3次の多次著作物が続出し、著作権者数も累増する。著作権取得の可能性がある対象の多様性と流通の多方向性は、サイバースペースで際会する複数人共同の知的創作を活発化する。著作権審報告の表現で代替すれば、コンテンツ配信ビジネスの発展、著作権客体の多様化、著作権者の急速な広がり、および、越国境性がインパクト受容の素因である。技術対策も、音楽電子透かし等、多様に開発される。

産構審報告は著作権に関し詳述していないが、

WIPO 緒論の詳細は次のように要約できる。

「デジタル社会は多方向ネットワークにおいて、著作権の保護対象すべてをデジタル方式により利用することを可能とした。反面、適切な法的規制が講じられなければ、デジタル技術には著作権の基本を危殆に陥れる影響力が潜在している。世界最大のコピー装置であるインターネットは、品質の低下なく無数のコピーを全世界に即時頒布する。それは著作権の在来市場を破壊する潜在力を持つが、反面、デジタル環境の賢明な活用は、インターネット関連事業体を含む全員勝者ゲームを実現させ得る。インターネット条約と通称される WIPO 条約の全面的な早期実施が必要である⁽¹²⁾。」

3.4 サイバースペースにおける「不正競争に対する保護」：産構審報告は不正競争防止法制に関し詳述していないが、WIPO 緒論は「不正競争に対する保護」を知的所有権の定義に含む立場から、この法制の弾力性を次のように評価している。

「電子商取引は商取引の荒々しい西部 (wild west) と呼ばれ、不正競争の態様も革新的である。その理由の一つは、インターネットによる取引が、互いに矛盾する場合も多い諸国法制のもとにあることで、例えば、ある国では他事業体との比較広告や特別割引システムが禁止され、他国では許容される。このような局面には、不正競争防止の法理が弾力的に機能し得る。(要旨)

一方、これに批判的な意見として、例えば間接侵害の成立要件について、知的財産権侵害が成立しない場合に不正競争が成立するか否かをめぐって「弾力性活用」を警戒する意見(線引きの不明確化)も、産構審報告に見られる⁽⁴⁾。WIPO の上記評価については、わが国不正競争防止法が、「国際約束の的確な実施」を目的として掲げていること、「商品等表示」という用語に「氏名・商号・標章・容器・包装」も広く含めていることを、併せて考えるべきである。

3.5 サイバー社会のインフラとしての知的財産権に対する考え方：サイバー社会のインフラ(物的・知的基幹機構)に知的財産権が関与する場合は極めて多い。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法は、「国際的な規格等の整備に向けて取り組む」としているが、この国際規格・標準の設定こそ、知的財産権との調整

が華々しく展開されてきた分野である。国際電気通信連合 (ITU) の国際標準化に関するパテントポリシーは次のように要約できる。「国際電気通信標準規格が、末端のユーザーをも含めた全ての者に共通する利益のために、全ての者にとって利用可能なものとするべく、特許権者の排他的・独占的権利の濫用を排除しなければならない。従って、特許権者が無条件かつ無償でその特許権の実施を認める場合、または、無差別かつ合理的な条件で実施を認めることを文書によって確約した場合に限り、当該特許権の内容を含む国際規格を設定することができる⁽¹³⁾。」しかし、ITU 等による制度的国際標準化に拮抗する「事実上の国際標準化」(de fact standard) が知的財産権を堡壘として、サイバー社会の機能の一部を制御する局面が、今後も想定される。これに対し最近では、エセンシャルファシリティの法理により、基幹構造に関するアクセス確保を独占権に優先させる法理が唱導されてきた⁽¹⁴⁾。基幹構造に基本的知的財産権が含まれることは、必然的である。産構審報告は、「エセンシャルファシリティを保有する事業者に対しては、その適切な開放を義務づける」と提言している⁽⁴⁾。物的・知財独占権について、例えばダークファイバの開放や多元接続方式等の特許実施権設定の要求が併進する動向が注目される⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。著作権についても、著作物利用の強制許諾制度創設論がある⁽⁶⁾。

3.6 越国境的自由性と国域内統制の共存環境における知的財産権：インターネットによる業種普遍的な市場の創造、取引と社会活動の境界線の消滅、国境の消滅というようなボーダレス化の強調⁽⁴⁾と対照的に、The Economist 誌の社説「The Internet's new borders」(2001.8.11) は次のように述べている。

「米国起点の Yahoo が、ナチスの遺品の『ネットオークション』(同社ビジネス方法特許)をフランス国民に提供することは認められないとして、フランス司法当局は 2000 年末に、Yahoo に対し、フランス国民に該当品を販売することを阻止する「ネット上の措置」を構すべきことを命じた。また中国に関する Carnegie Endowment for international Peace の最近の報告によれば、国策路線を逸れたインターネット上の発受信は、ウェブサイトの閉鎖指示やセキュリティ技術により遮断される。シンガポールやサウジアラビアもコンテンツを検閲している。韓国はネット賭博を

禁止した。イランはプロバイダーに、反イラン・コンテンツへのアクセス防止措置を義務づけた。コンピュータの所在が在来スペースにある以上、Cyber-Libertarians の反対にもかかわらず、在来の地理的国域は強い反発を示しつつけるであろう。」

わが国のマスコミも、「ネット社会の管理が進む」と題して、次の記事を掲載した⁽¹⁷⁾。

「現在のインターネットを構築した人達の価値観は、情報の自由な交換であった。サイバースペースが変化しても、自由な空間は不変と思っていた。しかしそれは、ネットワーク構造とプログラムを変えれば簡単に覆えることができるものであった。発信元やその属性を検出するプログラムが開発されて、企業も政府も、ユーザーを管理し規制し易い構造に変革された」(要旨)

なお欧米のマスコミ報告では、国防と行政機能に対するサイバースペックに関心が向けられ、インターネット活動を探知する FBI の Carnivore 技術のほか、電腦テロ (cyber-attack) 技術を超える知的創造が促されている⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。

4. 結 語

上記諸報告が詳述していない課題として私は、サイバー社会のコストを低減する知的創造を促し、アフォダビリティ (アクセスし易さ) をグローバルに高めるべきことを強調したい。インターネット人口 (2001 年) は未だ世界人口の約 8% に過ぎず (WIPO 第 2 次報告書による)、知的財産投資の最適化が緊要である。特許法の国際的「深いハーモ」⁽³⁾ は、重複負担の軽減に役立つが、更に特許の国際相互承認体制への接近は、多国籍企業の特許庁選択による特許庁間の効率競争を誘発する⁽²⁰⁾。経済性はまた、電子政府や電子自治体の発達に資する⁽²¹⁾。標題「相互インパクト」が、サイバー社会の経済性向上にも作用すべきことを強調したい。

参考文献

(1) WIPO 「WIPO Second International Conference on Electronic Commerce and Intellectual Property: Geneva, Switzerland」(2001.9.19-21)。なおビジネス方法特許に対する批判としては The New York Times Magazine 2000.3.12 「Patently Absurd :It could kill e-Commerce」等

- (2) 谷口信行「産構審情報経済部会第 1 次提言案について」(特技懇 2001.1.12)
栗野正明「欧州の特許制度を取り巻く最近の状況」(特技懇 2001.3.12)
- (3) 特許庁国際課「実体特許法条約 (SPLT) 策定を巡る動き」(2001.6.11)
- (4) 産業構造審議会知的財産政策部会法制小委員会議事録 (第 1 回 2001.5.11 ~ 第 7 回 2001.10.12) と各回配布資料 (「ソフトウェア関連発明の拡大と発明の定義」「ネットワーク社会の拡大とサービス概念の変化」等) および産構審情報経済部会「第 2 次提言案」(2000.11.22)
- (5) 情報通信審議会「情報通信政策部会インターネット利用高度化委員会議事要旨」(2001.6.7)
- (6) 文化庁「著作権審議会著作権分科会審議経過の概要」(2001.12) および「同審議会国際小委員会報告書」(2000.11)
- (7) 中山信弘「著作権法の世界と特許法の世界」(特技懇 1999.11.1)
- (8) ICANN 「New Dispute Resolution Provider in the Asia Pacific Region」(2001.12.3)
- (9) 朝日新聞(2001.11.30)「北京市高等法院：日本企業・徐州漢都実業発展会社の商標訴訟」
- (10) 佐成重範「汎用トップレベルドメインに関する WIPO と ICANN の協調」(パテント 2001.4)
- (11) WIPO 「ccTLD Best Practice for the Prevention & Resolution of IP Disputes」(2001.2.20)
- (12) WIPO 「Accession to Key Copyright Treaty paves way for Entry into Forth」(2001.12.8)
- (13) 佐成重範「グローバル情報通信システムの構築における国際標準化とプロパテント政策との協調」(パテント 1999.9)
- (14) 川浜 昇「サイバー空間における知的財産権と独占禁止法」(特技懇 2001.1.12)
- (15) 公正取引委員会「ソフトウェアと独占禁止法に関する第 4 回研究会議事概要」(2001.11.8)
- (16) 内閣・IT 戦略本部「IT 分野の規制改革の方向性」(2001.12.6)
- (17) 朝日新聞「管理進むネット世界：サイバー空間と自由」(2001.10.26)
- (18) Business Week 「Preparing for a Cyber-Assault」(2001.10.22)
- (19) Business week 「Privacy in an age of terror」(2001.11.5)
- (20) 岡田吉美「三極特許庁の取り組み～世界特許システムの観点から」(特技懇 2001.3.12)
- (21) 日刊工業新聞社 (総務省後援)「電子政府・電子自治体シンポ」(2001.10.10)

(原稿受領 2002.1.11)